

入札公告

下記の工事について、条件付一般競争入札（事前審査方式）を行いますので、志摩広域行政組合契約規則（平成16年志摩広域行政組合規則第23号）の準用する志摩市契約規則（平成16年志摩市規則第69号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

令和2年6月8日

志摩広域行政組合代表理事 竹内 千尋

1. 工事概要等

(1) 施工年度	令和2年度
(2) 工事名	志摩特別養護老人ホーム才庭寮非常用発電設備改修工事
(3) 工事場所	三重県 志摩市 阿児町 神明 地内
(4) 工事概要	非常用発電設備改修工事 建築物の用途等：老人ホーム 延床面積 2,916.740㎡ 鉄筋コンクリート造平屋建 上記に伴う電気設備工事：一式
(5) 工事期間	契約日から令和3年1月31日まで
(6) 入札書比較価格(予定価格税抜)	16,520,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
(7) 最低制限価格	本工事は、規則第8条による最低制限価格を設定するものとし、その取り扱いは、「志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準」によるものとします。
(8) 競争参加資格事前審査方式	当該工事は、入札参加希望者の競争入札参加資格を入札前に確認する事前審査方式の対象工事です。

2. 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告日から落札決定までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たした者となります。ただし、(3)及び(8)については、各条件に定めるとおりとなります。

(1) 建設業許可	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による「電気工事」の特定又は一般建設業の許可を受けた者であること。
(2) 欠格事項	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) 地域要件、経審等	法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内である者のうち、次の基準をすべて満たす者であること。 【地域要件】 ① 鳥羽市又は志摩市内に本店を有する者 【格付け】 ② 三重県建設工事発注標準における電気工事の令和2年度格付けがBランク以上の者
(4) 名簿登録	三重県建設工事等入札参加資格者名簿において、電気工事を希望業種として登録されている者であること。ただし、令和2年6月1日現在で登録されていること。
(5) 指名停止	志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。）による指名停止を

	受けている期間中でない者であること。また、他の志摩広域行政組合構成市町及び三重県より資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
(6) 経営状況	手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
(7) 再審査認定	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは更正手続き開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。
(8) 配置技術者の資格等	次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。 ※ 配置技術者の配置基準等については、法及び本公告に定めるもののほか「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて（平成28年6月1日）」に準じます。 ア. 1級又は2級電気工事施工管理技士と同等以上の資格（令和元年度志摩市建設工事発注標準の技術者区分表における電気工事1級又は2級技術者）を有する者。 イ. 監理技術者を配置する場合は、電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。 ウ. 本工事の入札参加資格申請期間最終日に3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にある者。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヵ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。 エ. 配置技術者は、志摩市に登録された技術者に限定しない。 オ. 専任を要しない工事現場への技術者の配置について、1人の技術者が兼任できる工事件数を制限しないが、工事品質を確保できるよう適正に配置すること。
(9) 現場代理人	現場代理人は原則として工事現場に常駐することとし、配置については「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて（平成28年6月1日）」に準じます。
(10) その他	本件工事の設計業務の受託者、又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。 受託者：松森建築設計事務所

3. 入札手続等

(1) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格申請書【様式1】（以下「申請書」という。）及び以下の添付書類を書面により各1部提出して、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、次のイに定める期間内に申請書及び添付書類を提出しない者、又は、入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

※ 提出書類の様式は、本公告に添付のものを使用してください。

志摩広域行政組合ホームページ (<http://www.shima.mctv.ne.jp/~sikouiki/index.html>)

ア 添付書類

① 建設業許可証明書等の写し	2の(1)で定めた建設業許可を示した書類 ※ 有効期限の確認できるもの
----------------	--

② 経営事項審査結果通知の写し	申請書提出日において有効期限内である結果通知の写し
③ 配置予定技術者等の届出書【様式1-1】及び添付書類	2の(8)で定めた配置予定技術者を示す書類
④ 営業所等の専任技術者証明書の写し	営業所専任技術者（本社、支社、営業所等を問わずすべての専任技術者）を確認できる書類（専任技術者証明書等で直近のもの）も添付すること。

イ 受付（申請書及び添付書類）

① 提出期間	当該公告日から同年6月17日（水）までの8時30分から17時30分まで（ただし、12時30分から13時30分の間、及び志摩市の休日を定める条例（平成16年志摩市条例第2号。）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除きます。）
② 提出場所	三重県志摩市阿児町神明1537番地1 志摩特別養護老人ホーム才庭寮 電話：0599-43-2112
③ 提出方法	申請書及び添付書類は持参するものとし、郵送又は電送（電子メール、FAX等をいう。以下同じ。）によるものは受けません。

(2) 添付書類の内容

ア 配置予定技術者等の届出書【様式1-1】

配置予定の技術者の有している資格を証する書類の写しを添付すること。なお、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。また、配置予定技術者が本件の申請書の申請期間最終日以前3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し、又は事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証の写し等）も添付すること。

なお、複数の配置予定技術者を申請することができますが、配置予定技術者1人につき、1部の書類を作成すること。（複数の技術者を申請した場合でも、落札後の配置技術者は1人となります。）

(3) 2の(10)に定める本工事の設計業務の受託者、又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次の各号に該当する者とします。

ア 本件工事の設計業務の受託者

松森建築設計事務所

イ 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

① アに掲げる受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(4) 入札参加資格の審査結果は、令和2年7月1日（水）に発送します。

(5) 申請書にかかる注意事項

ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された添付書類は、本工事の入札参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された申請書及び添付書類は返却しません。

エ 提出期限以降における申請書又は添付書類の差替え及び再提出は認めません。（ただし、資格審査時に内容確認ができない等の理由により追加資料や再提出を求められた場合を除く。）

オ 申請書及び添付書類の提出に関する問い合わせは、3の(1)のイの②の場所とします。

(6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間	入札参加資格がないと認められた通知を受領した日から令和2
--------	------------------------------

	年7月3日（金）までの8時30分から17時30分まで（ただし、12時30分から13時30分の間、及び市の休日を除きます。）
イ 提出場所	三重県志摩市阿児町神明1537番地1 志摩特別養護老人ホーム才庭寮 電話：0599-43-2112
ウ 提出方法	説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。 なお、書面（様式は任意）は持参するものとし、郵送又は電送（電子メール、FAX等）によるものは受けません。
エ 回答方法	説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(7) 設計図書及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧

① 閲覧期間	当該公告日から同年7月7日（火）までの8時30分から17時30分まで（ただし、12時30分から13時30分の間、及び市の休日を除きます。）
② 閲覧場所	三重県志摩市阿児町神明1537番地1 志摩特別養護老人ホーム才庭寮 電話：0599-43-2112

イ 設計図書等の貸し出し

① 貸出時期	当該公告日から同年7月7日（火）までの8時30分から17時30分まで（ただし、12時30分から13時30分の間、及び市の休日を除きます。）
② 貸出期間	イの①の間で5時間とします。（ただし、貸出期間に市の休日は含みません。）
③ 貸出場所	アの②に同じです。

(8) この設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり質問書【様式2】により提出するものとします。

ア 質問の提出

① 提出期間	当該公告日から同年6月19日（金）までの8時30分から17時30分まで（ただし、12時30分から13時30分の間、及び市の休日を除きます。）
② 提出場所	(7)のアの②に同じです。
③ 提出方法	書面は電送（電子メール、FAX等）又は持参によるものとし、電話及び口頭によるものは受けません。なお、電送（電子メール、FAX等）により質問を提出した場合には、質問書を送付した旨の連絡を志摩特別養護老人ホーム才庭寮（電話：0599-43-2112）まで連絡をお願いします。 メールアドレス：sikouiki@shima.mctv.ne.jp FAX：0599-43-7279

イ 質問に対する回答

① 回答方法	電送（電子メール、FAX等）により回答します。なお、電送（電子メール、FAX等）による回答は、令和2年6月26日（金）に行います。なお、電送（電子メール、FAX等）による回答が送付されていることを確認するため、回答の送付が確認でき次第、志摩特別養護老人ホーム才庭寮（電話：0599-43-
--------	--

	2112)まで連絡をお願いします。
--	-------------------

(9) 入札の執行

入札は次に示すほか、志摩広域行政組合競争入札実施要綱（平成26年志摩広域行政組合告示第2号。以下「入札実施要綱」という。）等関係法令により行います。

ア 入札方法等

- ① 入札執行回数は、1回とします。
- ② 落札の決定に当たっては、入札に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札の日時及び場所

- ① 入札日時 令和2年7月9日（木）午前10時00分
- ② 入札場所 三重県志摩市阿児町神明1537番地1
志摩特別養護老人ホーム才庭寮会議室

(10) 開札

開札は、(9)のイに掲げる日時及び場所において行うものとします。

4. その他

(1) 入札保証金

免除とします。

(2) 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上とします。

ただし、規則第31条第2項に規定する担保をもってこれに代えることができます。また、規則第32条第1項に規定する要件に該当した場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 工事費等内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載された入札金額に対応した工事費等内訳書の提出を求めますので入札書と同封してください。提出のあった工事費等内訳書が次の各号のいずれかに該当する者の入札については無効とします。また、提出した工事費等内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。

- ① 工事費等内訳書を提出しない者
- ② 工事費等内訳書の金額と入札金額が一致していないもの
- ③ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの
- ④ 記載すべき項目が欠けているもの
- ⑤ 工事費等内訳書の内訳金額の計算に誤りがあるもの
- ⑥ 提出された工事費等内訳書に工事名、業者名の記載のないもの若しくは押印のないもの又はこれらの判別が不明であるもの
- ⑦ その他不備があるもの

イ 工事費等内訳書は【様式3】により、すべての欄を埋めることとします。

ウ 工事費等内訳書は返却しません。また、工事費等内訳書の提出については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

エ 工事費等内訳書の差替え、再提出は認めません。

オ その他工事費等内訳書の取り扱いについては、別に定める志摩市の工事費等内訳書取り扱い要領によります。

(4) 入札の無効等

本公告に示した入札に参加する資格のない者、虚偽の申請を行った者が行った入札並びに入札実施要綱第14条第1項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、入札参加資格申請日から開札日（落札者の決定）までの間において、指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた者及び3の各号に掲げる資格を満たさなくなった者は入札に参加する資格のない者に該当します。

(5) 落札者の決定方法

ア 規則第7条の規定に基づいて決定された予定価格の範囲内において、規則第8条に基づき決定された最低制限価格以上の入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

ウ 事前に談合情報が寄せられた場合で、入札の結果談合情報どおりとなった場合は、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

(6) 落札の失効

落札者は規則第27条の規定により契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内(ただし、市の休日は除く。)に契約書を提出しなければなりません。正当な理由がなく契約書を提出しない場合は、同条第2項の規定によりその落札者は契約締結の権利を失います。

(7) 支払条件

前金払、中間前金払及び部分払については、以下のとおりとします。中間前金払、部分払については、契約締結時に落札者がいずれか一方を選択してください。

ア 前金払の割合

契約金額の10分の4以内の額とします。

イ 中間前金払の割合

契約金額の10分の2以内の額とします。

ウ 部分払の回数

部分払の回数は、規則第45条に掲げる回数以内とします。

(8) 入札の中止等

談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は、天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止若しくは取りやめることがあります。

(9) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、指定した発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

(10) 火災保険付加の要否

要

(11) その他

ア 入札条件に定める規定により契約を解除し、又は契約を締結しない場合、志摩広域行政組合は一切の損害賠償の責めを負いません。

イ 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

ウ 契約書作成の要否

要

エ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

オ 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要綱により指名停止を行います。

カ 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

三重県志摩市阿児町神明1537番地1

志摩特別養護老人ホーム才庭寮

電話：0599-43-2112

FAX：0599-43-7279